

株式会社実業之日本総合研究所 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社員がその能力を最大限に発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年12月1日～令和9年1月31日まで

2. 内容

目標1：従業員の健康のため、計画期間内のすべての直近3ヶ月平均において法定時間外労働及び休日労働の合計時間数が60時間以上の従業員をゼロにする。

<対策>

- 令和7年3月～ 残業時間数の共有
- 令和7年4月～ 長時間勤務者への個別面談と改善計画の策定

目標2：従業員のワークライフバランスのため、令和9年1月31日までに年次有給休暇の取得日数を1人6.0日以上とする。

<対策>

- 令和7年3月～ 有給休暇取得状況の見える化と部署会議への報告
- 令和7年7月～ 有給休暇の取得率が低い部署へのフォローアップ実施

目標3：育児に関する休業等の利用を促進するため、令和9年1月31日までに
・女性従業員の育児休業取得率を100%とする。
・男性従業員の育児休業等の取得率を30%以上にする。

<対策>

- 令和7年3月～ 育児休業の取得の促進に関する方針の周知
- 令和7年4月～ 育児休業等取得状況の共有
- 令和7年5月～ 育児休業制度に関する研修／説明会の開催
(年2回・管理職以上はどちらか1回の受講必須)
- 令和7年7月～ 育児休業取得者の体験談の社内共有
- 令和7年8月～ 配偶者が出産する男性社員の育休等の意向を確認し利用を促進する